



労基署便り

令和4年度 No.7

大河原労働基準監督署



◎ 令和4年労働災害発生状況（1～9月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R3	R4	前年比	R3	R4	前年比
製造業 計	33	58	25	331 (1)	386 (2)	55(1)
食料品製造業	13	33	20	142 (1)	178	36(-1)
機械金属製造業	8	14	6	90	118	28
建設業 計	26	21 (2)	-5(2)	226 (3)	242 (5)	16(2)
土木工事業	11	13 (2)	2(2)	78 (2)	73 (4)	-5(2)
建築工事業	10	7	-3	111 (1)	121 (1)	10(0)
その他の建設	5	1	-4	37	48	11
運輸交通業 計	10	8	2	304 (2)	264 (2)	-40(0)
陸上貨物運送業	12	8	-4	278 (2)	242 (2)	-36(0)
商業	16 (1)	25	9(-1)	326 (2)	365	39(-2)
社会福祉施設	9	24	15	256	598	342
全産業	136 (1)	182 (2)	46(1)	2011 (8)	2826 (11)	815(3)

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の速報値。※前年比は死傷者数（人）。※（ ）は内数で死亡者数

※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。※陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。（参考）当署管内では令和4年1～9月において事故の型別の多いものから①その他（新型コロナウイルス感染症を含む）、（29%）②転倒（20%）、③墜落、転落（11%）④はさまれ、巻き込まれ（10%）、⑤動作の反動、無理な動作（8%）の順。

労働災害防止対策の徹底について

令和4年9月及び10月に当署管内において、仕事中に3人の方がお亡くなりになりました。発生状況等の詳細は調査中ですが、労働災害が増加していますので防止対策の徹底をお願いします。

（以下の発生状況の概要については、速報の概要を取りまとめたものであり、今後修正等を行う場合があります。）

1 労働安全衛生法に基づく安全管理者・安全衛生推進者、作業主任者、作業指揮者等の各種管理者・責任者の選任状況を確認し、当該者の職務を確実に行わせてください。

2 これまで事故のなかった作業も含め、職場内の安全衛生の総点検をお願いします。

- ・作業開始前の作業場所や機械設備の点検
- ・加工機械による挟まれ・巻き込まれの可能性がある箇所への対策状況
- ・安全作業マニュアルや作業計画等の遵守状況

3 作業を担当する労働者に対し、雇入れ時・配置転換時以外にも、機会を捉えて安全衛生教育を実施していただくようお願いします。

4 「SafeworK 向上宣言」への取組をお願いします。



死亡労働災害発生状況（令和4年大河原署管内）

○発生月/9月 ○業種/建設業

○事故の型/土砂崩壊

○発生状況の概要/土木工事において、土止め設置中に、施工箇所の上部の法面が崩壊した。

○発生月/9月 ○業種/建設業

○事故の型/墜落・転落

○発生状況の概要/土木工事において、高さ約2.5mの擁壁付近から墜落した。

○発生月/10月 ○業種/製造業

○事故の型/はさまれ・巻き込まれ

○発生状況の概要/鋼材加工作業中に、フライス盤に挟まれた。

「ゼロ災トライアル 80」にご参加ください。

○申込締切：11月4日 ○実施期間：11月13日～1月31日

10月は年次有給休暇取得促進月間です。

新しい働き方・休み方を実践するために年次有給休暇を上手に活用しましょう。

年次有給休暇の計画的付与制度を活用してみませんか。労働基準法に基づき、労使協定により、計画的に休暇取得日を割り振ることもできます。ご不明な点は当署「労働時間相談・支援班」にお問い合わせください。※労働基準法が改正され、年10日間以上の年次有給休暇のある労働者には、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となっています。



11月は過労死等防止啓発月間です。

11月の過労死等防止啓発月間に、「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

キャンペーン中の11月5日（土）には、「過重労働解消相談ダイヤル」9時～17時（無料）を設け、労働基準監督官が相談をお受けします。

(過重労働解消キャンペーン)

【11月5日】過重労働解消相談ダイヤル
0120-794-713



【11月1日、2日、4日、5日】 過重労働相談受付集中期間には
労働局、労働基準監督署のほか、
労働条件相談ほっとライン（0120-811-610）にご相談ください。

過重労働解消のためのセミナー

開催日程：9月末から12月中旬
開催方法：オンライン（44回）
会場（東京・大阪・愛知）
開催時間：各回2時間30分
セミナー内容：
（各回共通）
法令、ガイドライン等のポイント解説
重労働関連裁判例
重労働解消のための取組ポイント
重労働解消に関する企業の取組事例
開催会ごとに、開催時間、講師、詳細解説
テーマが異なります。
開催時間も**午前・午後・夜**とありますので、
ぜひご参加ください。 (過重労働解消セミナー)

申込方法は
ホームページを
ご覧ください⇒。



過労死等防止対策推進シンポジウム

開催日時：11月4日（金）
13時30分～15時30分
（受付13時～）
会場：フォレスト仙台 2階フォレストホール
内容
・基調講演：「産業医としてできること、
やってきたこと～長時間労働防止や職
場のハラスメント対策を中心に」
（原島浩一氏：産業医・原島産業医
事務所）
・取組事例報告
・遺族からの声

(過労死等防止対策推進シンポジウム)

ぜひご参加ください。

申込方法は
ホームページを
ご覧ください⇒。



労働契約等解説セミナー2022

開催日時：11月18日（金）

（セミナー）13時～15時40分

会場：フォレスト仙台 第7会議室

セミナー内容：

労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
無期転換ルール

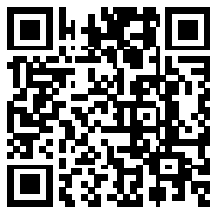
副業・兼業の促進に関するガイドライン

オンラインセミナーも実施しております。上記の宮城
会場以外でも開催予定があります。

（労働契約等解説セミナー2022）

ぜひご参加ください。

申込方法は
ホームページを
ご覧ください⇒。



働き方改革関連法に関する説明会

（追加開催）

県内各地で開催しておりました「働き方改革
関連法に関する説明会」の追加開催が決まりました。

説明会内容

時間外労働の上限規制

年次有給休暇の取得義務化

働き方改革のための各種助成金

ぜひご参加ください。

申込方法は
ホームページを
ご覧ください⇒。



長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果（宮城労働局）

先般、宮城労働局では、令和3年度に長時間労働が疑われる事業場に対して県内の労働基準監督署が実施した監督指導結果を取りまとめ公表しましたので、その概要をお知らせします。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。概要の詳細はホームページをご覧ください。

11月の過重労働解消キャンペーン期間中には重点的な監督指導を行うこととしております。

（監督指導結果）

PDF: 19.45 MB

【令和3年4月から令和4年3月までの監督指導結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場： 394 事業場
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
- ① 違法な時間外労働があったもの： 153 事業場 (38.8%)
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月80時間を超えるもの： 81 事業場 (52.9%)
うち、月100時間を超えるもの： 57 事業場 (37.3%)
うち、月150時間を超えるもの： 14 事業場 (9.2%)
うち、月200時間を超えるもの： 3 事業場 (2.0%)
- ② 賃金不払残業があったもの： 60 事業場 (15.2%)
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 61 事業場 (15.5%)
- (3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
- ① 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの： 193 事業場 (49.0%)
- ② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの： 81 事業場 (20.6%)



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合がありますので、長時間労働につながる取引慣行の見直しをお願いします。

労働時間等設定改善法に基づき、ほかの事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

「しわ寄せ」防止キャンペーン月間を機会として、次の取組について、企業内での周知・徹底をお願いします。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

労働局・労働基準監督署では、下請等中小事業者から、大企業等の働き方改革による「しわ寄せ」に関する情報が寄せられた場合には、相談情報を地方経済産業局に情報提供をしております。

また、労働基準監督署では、下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公正取引員会・中小企業庁に通報しております。

「しわ寄せ」に関するご相談がございましたら、監督署をご利用ください。

(しわ寄せ防止特設サイト)



「労災かくし」は犯罪です。労働災害に健康保険は使えません。

事業主は労働者が業務による負傷・疾病で休業・死亡をした場合には、所轄労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。また、業務による負傷・疾病、通勤途中の負傷については、労働者の請求に基づき、労災保険による治療費の給付などを行っています。

休業を伴う労働災害について労働者死傷病報告が提出されていない事案や労災保険による給付を受けるための請求を行わずに健康保険を使って治療を受ける方が見受けられますので、労働災害が発生してしまった場合には適切な手続きをお願いします。

ご不明な点は当署にお問い合わせください。



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。